

尾張徳川家「押付」養子に関する一考察

——天保一〇年の遺領相続問題を中心に——

藤田英昭

はじめに

- 一 斉朝～慶藏治世下の再検討
 - (一) 相続手続き
 - (二) 官位昇進と待遇
 - 二 斉荘の遺領相続に関する問題点
 - 三 日記・記録に見る斉荘の遺領相続
 - (一) 水野忠邦の立場
 - (二) 成瀬正住の立場
 - (三) 斉温の死と斉荘の遺領相続
 - (四) 田安斉荘の立場
- おわりに

はじめに

近世武家社会における養子相続が、家の存続・継承に大きな役割を果たしていたことは言を俟たない。それは徳川將軍家をみれば歴然である。大名家においても、幕初から幕末まで全く養子に頼らずに家を継承できた大名は皆無に等しいとされる⁽¹⁾。尾張徳川家でも、正徳三年(一七一三)に五代当主の五郎太が三歳(數え年、以下同じ)で死去したあと、八代宗勝から九代宗睦の相続が実子相続であったこと以外は、近代に至るまですべて養子による相続であった。

尾張家の養子は、六代継友から八代宗勝は(その実子である九代宗睦も)、初代義直の血筋であったが、十代斉朝から十三代慶藏は、十一代將軍徳川家斉の血筋(紀伊家の血筋)であった。十四代慶恕(慶勝)以降は、尾張家分家の高須松平家からの相続であるものの、血筋で言えば、水戸家の血を引いていた。

とりわけ、將軍家齊の血筋であった齊朝から慶藏治世下の四半世紀(寛政→嘉永)は、一般的に「押し付け養子」の時代と評価され、尾張家の歴史の中でも負のイメージが定着している。

例えば、小山譽城氏は、十一代齊温をして「分家を差し置いて幕府からの押し付け養子の身では、家臣を掌握することすらままならない」と位置づけ、「齊朝を押し付けられて以来約四〇年、相次ぐ幕府からの押し付け養子」に尾張家は苦しめられたと評価した⁽²⁾(傍点は筆者註。以下同じ)。

一方で、戦前の『名古屋市史』政治編第一によると、十代齊朝は農商人からの借金返済を無利子五〇年賦返済としたことで、借財に苦しむ家臣からはありがたがられたというし、十一代齊温も、学問を好み文教再興を期していたが、不幸にして早世したため惜しむ者が多かったなどと記述がある⁽³⁾。これを見ると、必ずしも、家齊血縁者の治世を否定的に捉えていたわけではないようにも見える。

同時代の家中の人々は、家齊血縁者の当主に対して、いかなる意識を持っていたのか。

以上の問題関心のもと、本稿では紀伊家の血統である將軍血縁者の当主に注目する。まず「押し付け養子」については、イメージが先行している傾向があるので、相統経緯を改めて確認する。ついで、天保一〇年(一八三九)に起きた十二代齊荘の相統問題を取りあげ再検討していく。分析の視点は、従来尾張家側の史料で位置づけられてきた当該問題を、幕府老中および付家老側の史料で、捉え直すことにある。そのうえで、將軍血縁者が当主の座を占めた意義について言及し、幕末期における尾張家当主の立場について展望してみたい。

一 齊朝→慶藏治世下の再検討

(1) 相統手続き

まず、改めて留意しなければならないのは、史料上「押付」と表記されているのが、実は十二代齊荘のみであるという事実である。では、「押付」とはいかなる状況をさすのであろうか。

以下の史料は、田安家当主であった徳川齊荘が、尾張家十一代齊温(齊荘の実弟)の遺領を相統する際に、尾張家大番組の伊藤三十郎らが両家御年寄に宛てたと思われる天保一〇年(一八三九)四月付の上書である。⁽⁴⁾

①今度 田安中納言様江 ^(齊温) 大納言様御遺領被進旨被 仰出候、右ハ御家より御跡目御相統可被遊 御方様を御願相成候義ニ者無御座、於公辺御治定ニ而被 仰出候姿ニ奉承知候、付而者 ^(齊朝) 前大納言様も被為在、并御家中之輩存念通も可有御座処、右様押付被 仰出候御趣意之程相弁不申ニ付、乍恐此段奉伺候

②今般 御相統之儀、前大納言様江被仰上無御座、御請相成候儀、御同所様御事ハ有而無か如き 公辺之御仕向、偏ニ 御家之御恥辱与相成、諸家之誹謗何共不被申解、世上之人口又難差塞候歟、誠ニ末代之御瑕瑾与奉存候

①②は時期も差出者も同一だが、別の上書である。これによれば、伊藤三十郎らが問題にしていたのは、尾張家の当主を決定するのに、尾張家が全く無視され、「公辺」すなわち將軍家主導で跡継ぎを決定したことに對してであった。しかも先々代の齊朝が健在であるにも拘わらず、意向が無

視され、將軍家のなすがままに言いなりになった家中上層部に対し、「御家之御恥辱」と非難し、「末代之御瑕瑾」とまで言い切ったのである。尾張家の意思を確認しないまま、將軍家が勝手に跡継ぎを決め、家老たちが受容したことを「押付」と表現していたことがわかる。尾張家は將軍家（家）の分家であることから、宗家の意向が直接反映されてしかるべきとも思われるが、江戸後期になると、尾張家は宗家とは別家という意識を持つ家臣たちがいたことは留意されねばなるまい。⁵⁾

この点は、「家」意識の問題で無視できないように思われるが、さしあたりここで注目したいのは、同じ將軍家からの養子であっても、斉朝と斉莊への評価に差異がみられることである。二人の違いはどこから来たものであろうか。

表1は、斉朝・斉温・斉莊・慶藏四代の当主の相続前後の事蹟を摘記したものである。これを見て看過できないのは、斉莊以外の三人は、尾張家を相続する以前に養子となつて上屋敷の市谷屋敷に移居し、先代当主の死去や隠居に伴つて、その遺領や家督を相続するという手続きを経っていたことである。

より細かく見ると、斉朝（愷千代）の養子取り立ては、実子や養子に次々に先立たれた先代の宗睦が、御三卿一橋家との両敬関係に基づいて進めたことで、最終的に「公義合御世話被遊」て実現をみたものであった。⁶⁾「御世話」とあつて「押付」という認識ではない。斉温（直七郎）の場合は、斉朝が文政五年（一八二二）四月頃から体調不良となつた時期と重なる。斉朝は一時快方に向かうものの、同年六月以降床入りの日々が続き、そうした中で、直七郎の養子が仰せ出されたのである。⁷⁾慶藏（鑑丸）のそれも、天保一五年（弘化元年）八月頃から斉莊が所労となつたことに要因が求められる。⁸⁾

当時三五歳であつた斉莊は、いまだ老年でもなく男子誕生もあり得るのではないかという幕閣の沙汰を却けて、「一体御丈夫と申にも不被為在候得者」と、たつての希望で養子取り立てが実現したのであつた。⁹⁾果たして翌弘化二年（一八四五）、斉莊は三六歳で病死している。

以上のように、斉莊以外の三人は、先代当主の置かれた事情を踏まえた上で、正規の手続きを踏んで養子縁組を交わしたわけで、当主になるべくしてなつたことがわかる。したがつて、家中の者たちも内心は別としても、表立つた反発はできないし（反発すれば不忠になる）、していないのである。

要するに、天保一〇年に相続した田安斉莊のみ、先代当主の生前に養子取り決めをせずに、將軍家から尾張家へ、いきなり「遺領相続」の命が下つたため、「押付」養子とされたのであつた。先代斉温は若年であつたため養子を迎えられず¹⁰⁾、しかもその治世下の天保八年、父家斉の隠退と兄家慶の將軍就任という代替わりや、翌九年の江戸城西丸炎上で再建手伝いを命じられるという政治的な事情も相まつて在府生活を続け、そのまま死去したのであつた。

その後、斉温と全く同じ状況に陥つたのが慶藏であつた。幼少の慶藏は養子を定められず、嘉永二年（一八四九）五月六日に一四歳で死去した。実は慶藏は、同年三月末に痘瘡に罹り、体調不良が続いていた。¹¹⁾四月九日に御酒湯をするはずが延引する事態となつている。ここに慶藏の後継問題が引き起こされた。この時、將軍家からは、候補者として田安慶頼（三二歳）や一橋慶喜（二三歳）の名があがつたが、¹²⁾天保一〇年の轍を踏まぬよう斉朝にも見込み伺いがなされている。斉朝は田安からの相続は「御例も不御宜」として断つた。¹³⁾最終的に將軍家慶の意向で「御庶流」（分家）より選ぶこととなり、高須松平家嫡男の松平義恕（二六歳）が慶藏の遺領を相続するこ

表1 齊朝・齊温・齊荘・慶臧の相続前後事蹟

名前	和暦(西暦)	年齢	月 日	記 事
齊朝 (家齊の弟一橋治国長男)	寛政 5年(1793) 10年(1798)	1歳	8月23日	一橋屋形で誕生(幼名愷千代)
		6歳	4月13日	宗睦の養子となる
	11年(1799)	7歳	5月朔日	祝儀として上使着
		同日		名代登城、養子の御礼
		同日	11月4日	市谷屋敷御住居向き出来、引移り
		同日	9月11日	元服、従三位左近衛権中将叙任
		同日	11月15日	淑姫(家齊長女・11歳)入輿、婚姻
		同日	12月24日	宗睦死去(67歳)
		同日		將軍家齊・大納言家慶からお悔やみあり
		同日	12月25日	家齊・家慶・御台所亮子より香奠銀拝領
		同日	12月29日	遺領相続が仰せ出される
		同日	12月15日	表で御住居となる
	同日	12月朔日	権中納言任官	
	同日	4月12日	尾張初入国	
	同日	6月13日	直七郎の養子が仰せ出される	
同日	8月15日	願いの通り隠居		
齊温 (家齊19男)	文政 2年(1819) 5年(1822)	1歳	5月29日	江戸城本丸で誕生(幼名直七郎)
		4歳	6月13日	齊朝の養子となる
	文政 8年(1825) 9年(1826) 10年(1827) 11年(1828) 13年(1830)	7歳	6月28日	名代をもって養子の御礼を仰せ上げる
		8歳	9月2日	愛姫(田安斉匡14女・5歳)と縁組
		9歳	11月23日	市谷屋敷に引移る
		10歳	3月13日	山王御宮参り
		11歳	5月28日	元服、従三位左近衛権中将叙任
		12歳	8月15日	齊朝隠居につき家督仰せ出される
		13歳	11月11日	愛姫(11歳)と婚礼
		14歳	4月18日	参議任官
		15歳	12月朔日	権中納言任官
		16歳	12月7日	愛姫死去(15歳・琮樹院)
	天保 2年(1831) 3年(1832) 6年(1835) 7年(1836) 8年(1837) 10年(1839)	17歳	2月25日	福君(鷹司政熙22子・16歳)と縁組
		18歳	11月9日	福君と婚礼
		19歳	8月23日	従二位権大納言叙任
20歳		3月26日	死去(僖公・良恭院)	
21歳				
齊荘 (家齊12男)	文化 7年(1810) 10年(1813)	1歳	6月13日	江戸城本丸で誕生(幼名要之丞)
		4歳	12月25日	田安斉匡の養子となる
	文政 3年(1820) 9年(1826) 文政12年(1829) 天保 7年(1836) 8年(1837) 10年(1839)	11歳	6月5日	従三位左近衛権中将叙任、右衛門督を兼ねる
		17歳	2月18日	猶姫(田安斉匡7女・20歳)と婚姻
		20歳	7月6日	参議任官
		27歳	8月21日	齊匡勳向御用捨により田安の領知を給う
		28歳	8月23日	中納言任官、田安中納言と称す
		29歳	3月26日	齊温の遺領相続を仰せ出される
		30歳	3月28日	將軍家慶・大御所家齊・右大将家祥・大御台亮子より香奠銀拝領
		31歳	5月3日	田安屋形より本丸へ登城、その後市谷屋敷引移り
		32歳	12月21日	従二位権大納言叙任
		33歳	2月4日	尾張初入国
	34歳	3月25日	鑑丸の養子が仰せ出される	
	35歳	7月20日	死去(懿公・大覚院)	
	慶臧 (家齊の弟田安斉匡7男)	天保 7年(1836) 弘化 2年(1845)	1歳	6月15日
10歳			3月25日	齊荘の養子となる
弘化 3年(1846) 嘉永元年(1848) 嘉永 2年(1849)		11歳	4月15日	祝儀として上使着
		同日		名代登城、養子の御礼
		同日	7月15日	市谷屋敷に引移る
		同日	7月23日	齊荘死去につき將軍家慶・右大将家祥・御簾中任子より香奠銀拝領
		同日	8月26日	遺領相続仰せ出される
		同日	12月15日	元服、従三位左近衛権中将叙任
		同日	4月15日	参議任官
		同日	12月4日	権中納言任官
		同日	5月7日	死去(欽公・顕曜院)
		同日		

「御系譜」(『名古屋叢書三編』第一卷)などより作成。

ととなる。⁽¹⁶⁾この義恕が徳川慶恕、のちの慶勝である。

以上の経緯を見てもわかるように、斉荘以外の將軍血縁者まで抜けて「押付」と見なすのは、正しい評価とはいえないのである。斉朝に対しては、名古屋で隠居生活をしてきたことも与って、尾張家家臣は君主として尊重する姿勢をみせていた。斉荘の死後、その後を継いだ慶藏が、將軍家慶の従弟であったにも拘わらず、家中から表立った反発の声があらなかったのは、前述のような手続きを経ていたからなのであった。それゆえ、「斉荘の死後、藩主に就いたのも田安家から入った慶藏であった。そのため押しつけ養子に反対し」⁽¹⁷⁾云々といった記述も、正確とはいえないのである。仮に反発していたとしても、それは「押付」であったからではなく、別に理由を求めなければならぬ。⁽¹⁸⁾

(二) 官位昇進と待遇

十代斉朝以降四代の尾張家当主の官位昇進が、歴代当主にくらべて段違いに速かったことは、改めて特筆すべき点である。

例えば、九代宗睦は、三〇歳の宝暦十一年(一七六一)に権中納言に任官し、御三家の極官である権大納言に昇進したが、二〇年後の安永一〇年(一七八二)、五〇歳の時であった。これに対して、十一代斉温は一三歳の天保二年に権中納言に任官し、同八年、一九歳で権大納言に昇進している。この間わずか六年である。また、田安中納言と称していた十二代斉荘は、遺領相続と同じ年に三〇歳で尾張大納言に昇進した。

こうした破格の昇進スピードは、彼らが將軍血縁者であったからに他ならないが、幼少・若年であるがゆえの待遇であったとも思われる。つま

り、諸大名の模範であるべき御三家、しかもその筆頭である尾張家当主が、壮年の国持大名に侮られないよう、徳川の御威光を保つため、高い官位を与えられていたと見ることもできるのではないか。

一方で、こうした幼少・若年の当主であれば、水戸家当主の徳川斉昭が「老中と心を合せ御大政をたすくるは、三家の持前」⁽¹⁹⁾と指摘したような、御三家の役割は到底期待することはできない。しかも、病弱な当主が多かったのであればなおさらである。

だからこそ、江戸城への登城のあり方も、一般的に言われている御三家当主の場合とは異なっていた点も指摘できる。通常、御三家当主は、江城大手門から登城すると大廊下上之部屋に控えたとされるが、若年当主の場合は少し様相が異なっていた。例えば、斉温は幼年ということで、控えの間の大廊下上之部屋内に屏風仕切りを取り建て、付き添いの者をその中に差し置くことを許されていた。⁽²⁰⁾そもそも、彼らは幼年あるいは病弱であったため、式日登城の際には名代を立てていた。そして、私的に登城することも多かったようで、その場合は表から登城せずに奥の門である平河門から登城し、奥や大奥で將軍と対顔することもしばしばなのであった。⁽²¹⁾

幕府においても、「御三家方奥向登城之節被遺物御取極之儀」⁽²²⁾という記事が老中日記に記載されたように、御三家当主特に將軍家からの養子当主が続いた尾張・紀伊両家の奥向登城が、日常的であった様子がかがわれる。

そうなると、各儀礼における歴代当主との待遇の違いはもとより、奥取り扱いとされる御三卿との差異を比較・検討する必要も出てこよう。例えば、松平慶永「幕議参考増補」によれば、御三卿は春秋の花見・菊見の際、吹上御庭で饗応を賜ったが、御三家は招待されなかったという。しか

し、御三家でも「公儀ヨリ養子相続被致候ハ別格ニテ、一年一度御招キ饗応アリ、一年二度アルコトモアルヨシ⁽²³⁾」と記されるごとく、將軍家からの養子当主であれば「別格」扱いであった。それでも、各儀礼の場での御三家と御三卿とによる待遇の違いは厳然としていたに違いない。ここでは問題提起に止めるが、この違いを明確にしてこそ、斉朝以下四代の養子当主の位置がより明確となるであろう。

少なくとも、当該期の尾張家当主は、若年ながらもこれまでの歴代当主よりも格式が際立って高く、將軍家とは極めて近い関係にあった。あたかも、江戸初期の家康・秀忠と義直のごとき親子・兄弟の間柄で、中期に疎遠となっていた両家の血縁関係が、寛政期以降再び強固になったという見方もできる。その意味で、斉朝以下四代の治世下は、歴代最盛期であったと見なすこともできるのである。

二 斉荘の遺領相続に関する問題点

それでは、次に徳川斉荘の遺領相続について具体的に見ていこう。前述のように、斉荘の相続が急であったことから、世間からの注目も集めていった。その斉荘の略歴を示そう。

斉荘は文化七年（一八一〇）六月一三日、將軍家斉の一男（一男・一三男とも）として江戸城中で誕生した。母はおてう（興津弥三郎女、速成院）。幼名は松平要之丞である。同一〇年一月二日、四歳で叔父に当たる田安斉匡の養子となり、文政三年（一八二〇）六月五日、一一歳で従三位左近衛権中将に叙任、右衛門督を兼ね、元服して家斉より斉荘の諱を賜った。同九年二月一八日、養父斉匡の娘猶姫と結婚。同一二年七月六日に参議に任

官した。天保三年四月に勝姫が出生するも（妾腹）翌年卒去、同七年六月に利姫が生まれた（同上）。同年八月二日、斉匡の退隠により田安家を継承した。同八年八月二三日、中納言に任官。その二年後、降ってわいたように、弟尾張斉温の遺領を相続するのである。三〇歳の時であった。この斉荘は、第十一代千宗室（裏千家十一代玄々齋）に師事し、知止齋という茶号を持つなど、茶の湯の愛好家であったことで、とりわけ有名である⁽²⁴⁾。

さて、斉荘の尾張家相続が突然であったため、江戸では、これに関連した風説が飛び交い、多くの落首が作られた。これらが『藤岡屋日記⁽²⁵⁾』や『天保雜記⁽²⁶⁾』に収められている。また、関西でも『浮世の有様⁽²⁷⁾』という見聞録に同様の記事が見られる。「田安くハ御手ニ入まひ尾張焼貫ふと直ニわれる名産」という狂歌が詠まれたように、田安斉荘の尾張家相続に対して、国許を中心とした尾張家中が反発したことに、世間は快哉を叫んでいるかのようである。庶民から見ても、斉荘の相続は「藪から棒にさづけられし靈符」の如きものであって、將軍家が「無理」「法外」に尾張家に押し付けられたものと揶揄していた⁽²⁸⁾。とりわけ、『浮世の有様』によれば、斉荘は「衆人忌嫌ふ所の蛇を寵愛し、長きは一問半斗より、短きは尺斗なるを卓山養ひ置、側をはひまはらせ、膝にのせ、懐にいれ、腹を卷せなどして、これを樂しみ、少しも余念なしと云」う。蛇殿様であったというので、尾張家が拒絶するのは無理もないといったとき論調なのであった。

こうした当時の空気が反映されたものごとく、これまで斉荘の相続を取りあげた研究といえは、国許の尾張家中の反発に注目したものがほとんどであった。相続を進めたとされる老中水野忠邦や尾張家重臣、とりわけ両家御年寄（付家老）の一人成瀬正住に対して、批判的な視点で議論がなされてきた。

奥村得義「松濤棹筆」卷三六⁽³⁰⁾には、「田安中納言様御相統被仰出、ケ様に当時急に御相統被仰出しを尾州に通達なく、江戸にて隼人正殿、御老中水野越前守殿と事をはからひ玉ひ、御家を奪ひ玉ふか如き仕業とて、諸番の諸土蜂起」という有様が記載されている。これ以外にも、尾張家側の動揺・反発を示す史料は少なく⁽³¹⁾、これらを基本史料とした研究が蓄積されてきたのである⁽³²⁾。

この点で、戦前の『名古屋市史』政治編第一は、客観的評価を下しているように思える。すなわち、「此問題に関する史料、概ね正確なるものなく、多くは当時の伝聞より得たる記録に止まる」と指摘し、水野忠邦や成瀬正住らに対して、「感情的に初めより奸曲と肯定」した記録が多いと見なした⁽³³⁾。

したがって、『名古屋市史』編纂にも関与した花見朔巳氏は、「此の相統一条が当時の事情已むを得ざるに出たるものにして、其の罪の必ずしも隼人正のみに帰すべからざることを信ずる」と慎重な評価を下している⁽³⁴⁾。水野忠邦についても同様である。花見氏は、「時の老中として政局の中心」にあった水野が、將軍家斉の子女の「処分」問題を抱えていたことを前提に、紀伊家(徳川斉順)・水戸家(徳川斉昭)と併せて、尾張分家の高須松平家(松平義建)の同意を得た上で、尾張家に斉荘を遣わすことを決めたという⁽³⁵⁾。この指摘は無視できない。実際どうであったのか確認が必要であろう。「公儀御一家」である尾張家に「専ら情に訴へ、以て局を結ばむと苦心」した様子に言及し、風説にあるように、水野が尾張家を篡奪するような意思は見えないとした。そもそも、水野と成瀬とが、当時いかほどの親交があったかも不明だと述べている。

それでは、実際はどうであったのか。次章以下では、これまで全く顧慮

されてこなかった水野忠邦や成瀬正住側の日記・記録をもとに、彼らの立場を踏まえてその動向を追ってみたい。その上で、尾張家の日記・御用留なども活用して、斉温の死去と斉荘の相統経緯を跡付けていく。併せて、俄に弟が当主であった尾張家を相統することになった、兄田安斉荘の立場にも言及したい。

三 日記・記録に見る斉荘の遺領相統

(一) 水野忠邦の立場

まず、斉荘の相統問題が起こった天保一〇年(一八三九)時点における老中水野忠邦の基本的立場を確認しておきたい。

水野が西丸老中から本丸老中へ転じたのが天保五年三月、同八年に勝手掛を兼ね要職を占めていくものの、いまだ天保改革以前で、まだ老中首座にはついていない。水野が首座となるのは、天保一〇年一二月、斉荘の相統問題が起こる三月段階では、松平和泉守乗寛がその座を占めていた。松平は老中一七年目のベテランで、天保一〇年時点で六三歳。一方の水野は、四六歳の壮年であった。

ただ、水野は首座ではなかったとはいえ、本丸老中に就いて以降、めきめきと頭角を現し、存在感を示していた。老中大久保忠真が水戸家当主徳川斉昭に宛てた天保六年五月四日付の書状によると、水野と松平康任の両名は車の両輪の如く幅をきかせているという⁽³⁶⁾。

幕政の中心になりつつあった水野であるが、注意したいのは、斉荘の尾張家相統御用を取り扱ったのは、老中首座の松平乗寛と、松平が命じた若

年寄の堀親審であったことである。⁽³⁷⁾ところが、相続が一段落した天保一〇年六月一日には、水野は松平・堀両名とともに、「尾張殿相続之御用相勤候三付」として上意を蒙り、純子七巻を拝領しているのである。⁽³⁸⁾これは一体いかなる訳なのであろうか。正式に御用取り扱いを命じられていないにも拘わらず、関与した形跡があるあたりが、水野の「専権」と噂される理由となったようにも思える。

なぜ、水野はこの時褒賞を受けていたのか。これについては、御用取り扱いを命じられた松平乗寛が、老齡かつ病み上がりであったことも起因していた。

水野の老中日記「己亥日簿」によれば、天保一〇年二月、松平乗寛は月番であったが病気のため出勤できず、出勤するまで水野が月番を代行している。二月五日には將軍家慶からだけではなく、大御所家齊・右大将家祥からも松平へ病氣御尋があった。出勤後も松平の不調は続いたようで、二月一七日、御座之間で高家婦府時の御目見があった際、松平は「難有旨之御取合」をしない「不調法」があったため差扣伺いを出した。しかし、差扣には及ばぬ旨達せられている。こうした事実から、老中首座松平の老齡・病気が深刻であった様子がわかる。実際、この年の十一月に松平は六三歳で死去し、翌月水野は老中首座にのし上がり、松平が取り扱っていた「御番入」「学問所」「医学館」「史料」「御実紀」「地誌」「満州文字」を受け持ち、併せて「朝鮮国御用」をも取り扱うこととなるのである。⁽³⁹⁾

しかし、相続御用取扱の松平に補佐が必要であったにしても、なぜ水野であったのだろうか。これに関して看過できないのは、水野は將軍家子女の縁組・相続御用掛の経験が豊富で、いわば老中の職務のうち、徳川家の家職的役割を担ってきた経歴を有していたことである。⁽⁴⁰⁾

表2は、「水野忠邦年譜」をもとに、本丸老中となった天保五年から罷免される同一四年までの水野の取り扱った御用を摘記したものである。これを見ると、水野は將軍・大御所・御台所の葬儀・法要と併せて、網掛け部分である將軍子女の婚姻・養子取り扱いなど將軍家の慶事に関する御用が多かったことが一目瞭然である。⁽⁴¹⁾齊莊の相続御用に関与する以前から、複数の御用を与っていた水野は、担当老中に不測の事態が生じたならば、補佐を勤めることも十分にあり得るキャリアの持ち主なのであった。

事実、齊莊の遺領相続が発せられた天保一〇年三月二六日の「己亥日簿」には、以下のように記述されている。⁽⁴²⁾

一、今日、退出(齊庄)田安一位殿・田安殿、并尾張前大納言殿江、自分・和泉殿御使相勤候、御請之儀者、明日可申上旨、以差添申上之

(中略)

一、退出、八打五分過、服紗半襦着替、和泉殿同道田安邸江相越、玄関式
台江田安殿・松平群之助田安一位殿所安被出迎、夫座間江通、下段江自分・和泉殿と申順ニ着座、扇子取、左之通申達之

田安家と尾張家とに御用を勤める際、水野は御用掛の松平よりも先に名前を記している。これは、単に御用掛を補佐するという意識ではないだろう。そして、田安邸では松平乗寛の上座に着して、齊莊の尾張家相続を申し渡した。松平が御用掛といってもそれは形式的で、実質は水野が取り仕切っていたことは歴然である。世間が、当該問題の主担当を水野と見た背景には、こうした事情があったのである。

以上見たように、天保一〇年当時、水野は一般的に言われるように必ずしも「政局の中枢」(前掲花見氏言)にいたわけではなかったが、影響力を増しつつある時期に当たっていた。齊莊の相続御用を取り扱ったのは老中首

表2 水野忠邦の御用勤め

和暦(西暦)	年齢	月	日	記事
天保5年(1834)	41歳	3月	朔日	本丸方御勤を蒙る(翌2日より御加判)。
天保6年(1835)	42歳	6月	朔日	充君(近衛忠熈養女)下向及び宮内卿(清水齊彊、家齊21男)御婚姻御用取扱を蒙る。
		閏7月	11日	千三郎(家齊22男)の越前松平家への養子御用取扱を蒙る。
		閏7月	24日	寛永寺における家治五十回忌法事御用掛を蒙る。
		9月	11日	家治法事御用御勤につき上意を蒙り、時服拝領。
		9月	28日	千三郎の養子御用御勤につき上意を蒙り、八丈織拝領。
		12月	18日	仙石騒動に関して取調方行き届くため仰せを蒙る。
天保8年(1837)	44歳	3月	27日	家慶の本丸御移徙御用・勝手入用掛を蒙る。
		4月	19日	御移徙御用御勤につき上意を蒙り御刀拝領(大御所家齊からも同様、御台・大御台からも拝領物あり)。
		5月	16日	松平信順加判之列仰せ付けにつき師範となる。
天保9年(1838)	45歳	2月	15日	泰姫(家齊26女)の鳥取池田家への御引移御用取扱を蒙る。
		3月	13日	西丸(家齊居所)炎上につき西丸普請総奉行を蒙る。
		4月	7日	西丸火事の際早速出仕、諸事差図行き届きの段上意あり。
		9月	4日	紅葉山秀忠御霊屋修復御用御勤につき、御座の間で時服拝領。
		11月	4日	家齊の西丸御移徙御用取扱を蒙る。
		12月	5日	民部卿(慶壽、田安斉匡5男)の一橋相統及び松平錦之丞(慶永)の越前松平家への御養子御用取扱につき、上意を蒙り纏子拝領。
天保10年(1839)	46歳	3月	11日	西丸御普請御用御勤につき御懇ろの上意を蒙り御刀拝領(大御所からも同様)。
		3月	18日	御勝手掛常々出精、西丸御普請御用格別入精御勤めにつき1万石加増。
		5月	2日	大御所・大御台の西丸御移徙御用御勤につき上意を蒙り時服拝領(大御所・大御台からも同様)。
		6月	11日	田安中納言(斉莊)の尾張家相統御用御勤につき上意を蒙り純子拝領。
		12月	朔日	充姫御婚姻御用取扱につき上意を蒙り時服拝領(大御所からも同様)。
		12月	7日	西丸表向御普請御用御勤につき上意を蒙り御刀拝領(大御所からも同様)。
天保11年(1840)	47歳	正月		御台様(家慶正室、楽宮喬子)御不例御用取扱を蒙る(正月24日死去)。
		2月	24日	浄観院(楽宮喬子)御病中御用御勤につき御伽羅拝領。
		12月	9日	泰姫御婚姻御用御勤につき上意を蒙り時服拝領(大御所からも同様)。
		12月	22日	朝鮮人来聘御用掛を蒙る。
天保12年(1841)	48歳	閏正月	30日	大御所(家齊)出棺・葬送及び法事・御霊屋御宝塔御普請御遺物御用掛を蒙る。
		3月	14日	家齊法事御用掛御勤につき上意を蒙り御腰物拝領(大御台からも上意を蒙り時服拝領)。
		3月	19日	家齊御病中御用御勤につき上意を蒙り御伽羅拝領。
		4月	10日	広大院の上野文恭院殿御廟所参詣につき御先詰御勤。
		5月	28日	右大將(家祥)と有姫(鷹司政通の養女)の御婚姻御用掛を蒙る。
		9月	12日	日光御宮御修復惣奉行を蒙る。
		11月	22日	右大將御婚礼御用御勤につき御懇ろの上意を蒙り御刀拝領(右大將からも上意を蒙り時服拝領)。
		12月	17日	上野御裏方御霊屋御建継御修復及び浄観院御廟所其外御普請御用取扱につき上意を蒙り時服拝領。
		12月	24日	上野大猷院其外御霊屋修復・文恭院御廟所御拝殿御宝塔御普請御用御勤につき上意を蒙り時服拝領。
		12月	27日	右大將婚礼御大札滞りなく済み御満足につき御鑑拝領。
12月	28日	御休息の間で政事向に関して御懇ろの上意を蒙る。		
天保13年(1842)	49歳	正月	9日	日光への御暇を仰せ出される。
		2月	17日	来年日光御宮御参詣御用掛を蒙る。
		3月	5日	一位様(広大院)御加階御用御勤につき上意を以て純子拝領。
		8月	4日	日光への御暇を仰せ出される。
		8月	26日	日光御霊屋御修復御用御勤につき上意を蒙り時服拝領。
		9月	23日	精宮(有栖川宮韶仁姫宮)下向御用取扱につき上意を蒙り時服拝領。
		10月	15日	改暦御用取扱につき上意を蒙り八丈縞拝領
		11月	15日	精宮御養女御用御勤につき上意を蒙り八丈縞拝領。
天保14年(1843)	50歳	3月	29日	日光御供につき御懇ろの上意を蒙り、印籠拝領。
		4月	25日	日光御宮御参詣御用御勤につき御懇ろの上意を蒙り御刀拝領。
		6月	22日	御改革及び日光御参詣御用御勤につき御懇ろの上意を蒙り御差御刀・御小サ刀・御采配拝領。
		閏9月	13日	御勝手御取締につき不行届あり、加判之列御免、雁之間詰を仰せ付けられる。
		閏9月	18日	差扣を仰せ出される。
12月	23日	差扣御免。		

「水野忠邦年譜」より作成。

座の松平乗寛であったが、松平は病み上がり老齢のため、御用の遂行に不安を抱えていた。そのため、將軍家の家職的御用に長けた水野が、松平を補佐し、実際はそれ以上の役割を果たしていたことが明らかとなった。

(二) 成瀬正住の立場

次に、成瀬正住の立場である。斉荘の相続時、尾張家中から最も糾弾された人物で、結果正住は在所犬山に引き籠もりにかかった。

正住の政治的立場を明らかにするには、先代で実父の成瀬正壽まなぶが徳川斉温に対していた役割を踏まえる必要がある。⁽⁴³⁾表3は斉温に対する正壽のおもな御用向きを摘記したものである。

話しは文政五年(一八二二)に遡る。この年六月一三日、家斉一九男(二八男とも)の直七郎(斉温)が、尾張斉朝の養子となることが上使をもって仰せ出された。それ以前の四月二三日、正壽はその養子御用懸を將軍家より仰せ付けられている。⁽⁴⁴⁾六月二八日、斉朝が養子の御札に登城すると、正壽も登城し黒書院縁類で家斉に御目見して、「万端念入れませひ」との言葉を賜った。

その後、斉朝からは直七郎の養育に関わって、しばらく在府するよう命じられ(二〇月七日)、⁽⁴⁵⁾併せて家斉からも「万事厚く相心得、御養育ハ勿論、御行状等之儀迄も無遠慮申上候様ニ」との沙汰を蒙った(二月二九日)。ここで想起されるのは、家斉―斉温と正壽の関係は、まさに家康―義直と成瀬正成に関するものと全く同じ構造ということである。⁽⁴⁶⁾

文政一〇年に、斉朝の隠居と斉温の家督御用も無事に勤め上げた正壽は、將軍家・尾張家双方から懇ろの慰労を受けた。そして、天保八年三月

表3 徳川斉温に対する成瀬正壽の御用

和暦(西暦)	年齢	月	日	記事	
文政5年(1822)	41歳	4月	23日	直七郎(4歳・家斉19男、斉温)の養子御用懸を仰せ付けられる。	
			6月	13日	直七郎が、尾張斉朝の養子となる旨上使を以て仰せ出される。
				19日	將軍家斉・内府家慶への御祝儀として、月番老中および西丸老中に使者を差し出す。
				27日	老中青山忠裕より、明日御目見を仰せ付けられるので、登城すべき旨の奉書を受ける。
				28日	斉朝、直七郎の養子御札につき登城、正壽も登城し黒書院縁類で御目見して上意を蒙る。
				28日	斉朝・直七郎に一種三百疋ずつ御祝儀を差し上げる。
		9月		2日	上使を以て、愛姫(田安斉匡息女)と直七郎の縁組が仰せ出される。正壽、斉朝・直七郎に祝詞を申し上げる。
				13日	愛姫の縁組御用を取り扱ったことで田安斉匡より縮緬五巻を拝領。
				23日	市谷屋形で養子の御祝御能あるにつき見物、鮮鯛一折を差し上げる。
				29日	市谷屋形に出殿、斉朝御手ずから御刀を拝領。
		10月		7日	斉朝から品々御用もあるため沙汰があるまで在府勤めを仰せつかる。
		11月		23日	直七郎が本丸大奥より市谷屋形へ引き移りにつき、出迎えのため登城。
				28日	家斉の思召により、老女奉文を以て直七郎から御刀掛を拝領。
				28日	御養子御用御勤めにつき斉朝より御手ずから小袖三を拝領。
				16日	文政元年より在府し公辺懸合筋骨折につき斉朝より御手ずから八丈縞五反を拝領。
				28日	直七郎へ歳暮御祝儀として破魔矢を差し上げる。
29日	老中大久保加賀守邸で、直七郎の養育・行状につき遠慮なく申し上げよう家斉の沙汰を蒙る。				
文政10年(1827)	46歳	8月	15日	斉朝(35歳)願の通り隠居、斉温(9歳)家督のこと上使を以て仰せ出される。	
			9月	13日	隠居の儀深く満足につき斉朝より内々で屏風一双を拝領。
				15日	隠居・家督を仰せ出された御祝儀として斉朝より縮緬三巻を拝領。
				17日	隠居・家督御用掛骨折につき、斉温・斉朝より御手ずから御刀一腰を拝領。
				17日	斉温幼年につき行状など斟酌なく申し上げよう斉朝から沙汰あり、指料の脇差を拝領。
				17日	斉温幼年のうち奥へも詰めて御用を心得よう仰せ出される。
		11月		23日	愛姫、市谷屋形へ引き移りにつき、出迎えとして田安屋形へ赴きそれより市谷出殿。
12月	18日			結納及び愛姫引き移り公辺掛合筋満足につき斉温より時服五を拝領。	
天保8年(1837)	56歳	3月	28日	斉温幼年より養育筋および行状など格別心を用いるにつき家斉より鞍轡を拝領。	

「正壽公御伝」より作成。

二八日、登城した正壽は、芙蓉之間において老中列座のうえ、松平(本庄)宗発より斉温の養育に尽力してきた功績に対し、家斉から「御鞍鐙」を下賜される旨を申し渡された。この申渡書と鞍鐙(梨子地蓑亀文蒔絵鞍・鐙)は現存し、現在公益財団法人犬山城白帝文庫が所蔵している。⁽⁴⁷⁾直後の四月二日、家斉は將軍職を家慶に譲って隠居。その一年後、天保九年一〇月二七日、正壽は五七歳で死去した。

正壽当主時代の成瀬家は、「時の諺に成瀬隼人正内尾張中納言様なり」と風刺され、⁽⁴⁸⁾あたかも尾張家当主以上の権勢を誇っていたかの如く伝聞されている。しかし、こうした言説は、正壽が將軍権威を背景に、斉温の養育を担当していた事実を改めて踏まえる必要がある。しかも、正壽が国許を留守にし、江戸勤めを続けていたのは、早々に隠退したい斉朝の命を忠実に守っていたからに他ならなかった。風説では、正壽をして「公義を主ト被成趣なり」とし、かつて家康が成瀬正成と竹腰正信両名を「御付人」にした趣旨、すなわち「尾張家当主の」忠臣となり補佐申上られし濫觴を忘却有し趣なり」と評するが、前述したような事情を踏まえれば、正壽こそ尾張家に忠誠を尽くし、將軍家との関係を円滑ならしめた功労者であったと位置づけることが可能なのではないか。⁽⁵⁰⁾

したがって、正壽が「幕府の権力者との関係を強めるとともに、他の付家老と連帯して譜代大名並待遇を求める運動を進めていった」という指摘も、権力志向に引きずられることなく再検討する必要がある。幕閣・諸役人・大奥女中などに広がる多彩な人脈は、⁽⁵²⁾將軍家―尾張家間の儀礼行為を恙なく進める上で有効であったろうし、待遇改善も交際上不可欠な要素であったに違いないからである。

いずれにしても、正住は、父正壽が將軍家・尾張家双方に対して築いて

いた確固とした立場を継承して、御用を勤めていくこととなる。

正住が生まれたのは文化九年(一八二二)、一七歳の文政一一年一二月に従五位下主殿頭に叙任し、以後、八朔・五節句の際には江戸城に登城して御礼を言上、文政一三年一〇月には斉温の御前で加判を仰せ付けられるなど、付家老の御用勤めを家督以前から経験していた。天保五年一二月には、豊前中津城主奥平昌高の女鏝⁽⁵³⁾と婚姻する。奥平昌高は薩摩藩主島津重豪の次男で、姉に家斉の御台所寔子(広大院)がいる。つまり、鏝は寔子の姪なのである。この縁組は、父正壽が、次代の尾張家を担う息子に対し、自身が構築した人脈とは別に仕立て上げた、將軍家との強固な結び付きであったと見ることもできようか。

こうした後援を背景に、正住は天保九年一二月八日、正壽の遺領を相続した。⁽⁵⁴⁾二七歳の時である。折しもその翌年、二二歳の若き当主斉温は脚気による体調不良に見舞われた。斉朝(隠居、名古屋に居住)から信頼を獲得していた正壽は、もはやこの世の人ではない。

天保一〇年三月九日、正住は、老中首座松平乗寛宅において、「尾張殿御家政向之儀、万端外家老衆江無斟酌申談候様可被致候、此段御沙汰ニ付申達候⁽⁵⁵⁾」という將軍家慶からの沙汰書を達せられた。

この沙汰書を以て、尾張家政は付家老の成瀬正住と老中たちに掌握されたとと言っても過言ではない。斉温の病状が悪化する中、彼らは將軍の命を抛り所に、尾張家中の運営を担っていくこととなる。

(三) 斉温の死と斉荘の遺領相続

表4は、以下取りあげる一次史料をもとに、天保一〇年(一八三九)正月

以降の斉温の状況（病状）、老中水野忠邦や付家老成瀬正住らの動向をまとめたものである。活用した基本史料は、水野忠邦の老中日記⁽⁵⁶⁾、成瀬正住の天保一〇年「市谷御勤向留」⁽⁵⁷⁾、尾張家伝来の天保一〇年「尾州御留守日記」⁽⁵⁸⁾、天保一〇年「御遺領御相統留」⁽⁵⁹⁾（江戸御小納戸の記録）である。

斉温の死亡日については、三月二〇日説と、同月二六日説とがあるが⁽⁶⁰⁾、水野日記や成瀬の記録を見る限り、二六日と見られる。二〇日については、斉荘が三月二六日に襲封しているので、死亡日を前にずらしたものと推察される⁽⁶¹⁾。表4によれば、二〇日は斉温が「御不例中」で、成瀬正住が市谷屋敷に詰めつきりになっていた日である。そもそもいまだ国許には斉荘の病状は伝達されていない時期であった。

事実経過の詳細は、表4を見ていただくとして、重要な点をまとめると以下のようになる。

①天保一〇年正月から二月において、国許には月およそ八回程度、斉温の「御機嫌」が御用状を以て伝えられ、それは死去する三月も同様であった。ただ、三月朔日・一五日の月次御札は病氣不参であったにも拘わらず、国許に伝達されていない。三月一二日条に見えるように、上巳節句には登城したと伝わるが、成瀬「御勤向留」など江戸側史料には記載が見られない。

②三月以降、体調不良が続いていた斉温の病状が悪化していくのは三月一九日以降である。九日に、松平乗寛宅で「尾張殿御家政向」を老中と相談するよう仰せ付けられた成瀬正住は、二二日以降、連日松平乗寛（首座）と水野忠邦（月番）へ病状報告している。特に二三日以降は水野だけとなり、二六日に斉温が死去した報は、水野の後に松平に伝えている（これは松平の体調不良の問題もあるか）。

③尾張家の跡継ぎについて、將軍家慶の「思召」がある旨、水野から正住に伝わったのが三月二三日。この時、正住には斉温・斉朝へ將軍の「思召」がある旨を伝えるよう達せられた。ただし、この伝達がいつなされたのかは不明である。同様に、二五日に斉温が「大切」（重篤）に及んだ際、正住には尾張家相統者は御三卿から出される旨伝えられた。この件も、いつ斉朝に伝えたのかも記録上明らかでない。二五日には、市谷屋敷に翌日上使が参上する旨、御用人から御小納戸頭取に伝達があったが、それは「御用品不相知」とのことであった。

④田安斉荘の遺領相統が市谷屋敷に周知されたのは、斉温が死去した当日の二六日。上使によって斉荘の相統が仰せ出されたことを正住が目付へ伝達し、同日、尾張の斉朝に急使者が派遣されるが、川支えなどもあり到着は四月三日となった。ちなみに、国許には三月二八日着の御用状で、斉温の「御大切」が伝えられている。二八日には別便で斉温の「御機嫌」も伝達されているので、正反対の内容に接した国許家臣の混乱が推察される。

⑤三月二六日には、斉温死去を受けて、成瀬正住室の鏐から斉朝に御機嫌伺いの使者を差し立てる件が、尾張家の月番御年寄から下される。これは尾張家政向を差配する正住に対し、正室が成瀬家を代表していたと見なされる。二七日からは、鏐から斉温御簾中および斉荘へも御機嫌伺いの使者を遣わすよう伝えられる。

なお、上述した「天保雜記」の風説のように⁽⁶²⁾、本件が、紀伊・水戸両家や高須松平家との合意を経たものであったかどうかは、水野や成瀬の記録からは明らかにできなかった。これに関しては、可能性を否定し得ないので、今後も関連史料の追究を継続していきたい。

表4 天保10年斉温死去・斉荘相続経緯

月	日	記事	典拠
正月	朔日	斉温より斉朝へ鏡餅一飾使者を以て差し上げる。	尾州
	2日	旧臘27日出月次宿継延着、斉温御機嫌能し。	尾州
	4日	旧臘29日出御年寄衆御用十文字宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	8日	3日出御年寄衆御用十文字宿継到着、斉温御機嫌能く御超歳のこと。	尾州
	12日	4日出月次宿継延着、斉温御機嫌能し。	尾州
	17日	12日出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	19日	15日出年寄衆御用十文字宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	21日	14日出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
2月	27日	22日出宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	朔日	去月26日出御用人御用二人前宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	3日	4日(ママ)出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	7日	2日出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	11日	4日出宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	17日	12日出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	21日	14日出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	22日	18日出御年寄衆御用式人前宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
3月	27日	22日出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	晦日	24日出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	朔日	斉温病氣不参につき当日の御祝儀は使者を以て仰せ上げらる。	水野
	朔日	去月27日出御年寄衆御用十文字宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	7日	2日出月次宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	9日	成瀬正住、老中首座松平乗寛邸で「尾張殿家政向」につき他家老衆へ斟酌なく老中と談するよう御沙汰があった旨達せられる。	成瀬
	12日	4日出月次宿継延着、斉温御機嫌能し、去3日上巳の祝儀で本丸に登城した旨申し来る。	尾州
	15日	月次御礼、尾張殿(斉温)病氣不参。	水野
	17日	12日出月次宿継延着、斉温御機嫌能し。	尾州
	19日	滝川又左衛門(御用人)から夜九時半頃(午前1時)状箱着、正住は市谷へ出殿。状箱「大納言様(斉温)此頃中少々御様被為入候処、不被遊御勝候由也」	成瀬
	19日	14日出御年寄衆御用十文字宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	20日	正住、市谷へ出殿。退出なし。	成瀬
	20日	正住、御不列中につき火の用心の御触を仰せ渡す。	成瀬
	21日	正住、今朝一旦市谷退出。程なく松平和泉守(首座)・水野越前守(月番)のもとへ行き、その後市谷出殿。	成瀬
	21日	17日出御用人御用一文字宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	22日	正住、今朝五時(8時頃)より松平和泉守・水野越前守のもとへ御出、それより市谷出殿。	成瀬
	22日	19日出御年寄衆御用式人前宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	23日	「大納言様御所労御勝不被遊」正住、今朝五時(午前8時頃)より水野越前守のもとへ御出、それより市谷出殿、六時頃(午後6時頃)より再び水野のもとへ行き、それより御館へお上がり。	成瀬
	23日	斉温所労の処、「不軽様体」の旨成瀬正住が水野のもとに推参、早速將軍家慶の御側へ手紙を達す。	水野
	23日	大御所家斉に土井大炊頭(利位)を以て斉温「不軽様体」を伝える。	水野
	23日	御側衆から病氣お尋ねが派遣。大御所・右大将からも御意あり。	水野
	23日	水野、正住を呼び寄せ書付を渡す。「尾張殿病氣不相勝趣達御聴候、御年若之事も候間、無油断御養生被成候様と被 思召候、跡々之儀者 思召も有之候事候条、御安心御保養被在之候様被 仰出候、此段尾張殿・前大納言殿(斉朝)江御内慮可被申達候」	水野
	23日	20日出御年寄衆御用一文字宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	24日	「大納言様御所労不軽御容躰」正住、今朝五時過(午前8時頃)、水野越前守のもとへ行き、それより出殿。昼後再び水野のもとへ行き又々出殿。今晩は御供だけ帰り、市谷御館へ御詰。	成瀬 水野
	24日	成瀬正住入来。斉温の所労が今夕に到り「別而不相勝、急変も難計旨届書出」。早速(家慶に)手紙を御覧入れるよう御側衆へ伝える。	水野
	25日	「大納言様大切」正住、今朝四時(午前10時頃)の迎えて水野越前守のもとへ行き、直ちに出殿。昼後登城、退城後再び水野のもとへ御出、暮れ六時前(午後6時頃)に帰御。	成瀬 水野
	25日	斉温不慮の際は御三卿から相続ある旨申し渡し。「尾張大納言所労大切二付、万一不慮之儀候者、相続可被 仰出旨御内慮、御三卿方家老江書付封、於土圭間自分達相渡之、退出後、於宅、尾張殿・前大納言殿江申達候様成瀬準人正江書付相渡、紀水家老江も書付渡之」	水野
25日	明日「御用品不相知」上使が参上する旨御用人から御小納戸頭取へ伝達あり。	江戸	

月	日	記事	典拠
	25日	22日出御年寄衆御用一文字宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	26日	「大納言様御逝去」正住、今朝正六時(午前6時頃)、御提灯入で水野越前守のもとへ行き一旦帰宅の上出殿。退出後松平和泉守のもとへ行く。	成瀬
	26日	斉温逝去の知らせあり。 尾張殿、今晚丑中刻(午前2時頃)逝去之旨、成瀬隼人正・遠山伊豆守(御年寄加判)持参差出、写二いたし被入 御覽候様御側衆江以手紙達之、掃部殿(井伊直亮)・用列衆・西丸方(家祥附)備中殿(堀田正篤)江も以手紙申達候]	水野
	26日	御用部屋において、田安中納言尾張家相続につき和泉守(松平乗寛)が御用相勤めるよう月番水野が申し渡す。同席で、堀大和守(親審)(若年寄)が同断御用を勤めるよう御用掛和泉守が申し渡す。	水野
	26日	斉温逝去につき將軍家慶・右大将家祥は定式半減の忌服、大御所家齊は定式忌服を請ける。	水野
	26日	水野、斉温逝去につき紀伊殿・水戸殿へ御使番頭、松平摂津守へ上使を遣わすよう中之間で申し渡す。	水野
	26日	水野・松平、田安邸へ向向き田安中納言(齊莊)の尾張家相続を伝え、田安の拾万石は松平群之助(齊匡7男)に遣わす旨伝える。	水野
	26日	水野・松平、市谷邸に向向く。松平摂津守出迎え。前大納言名代摂津守へ田安中納言(齊莊)の尾張家相続が仰せ出されたことを伝える。	水野
	26日	水野・松平、成瀬隼人正を呼び寄せ、尾張殿(齊莊)引き移りの節は御簾中・利姫も引き移りのこと、前大納言へ申し越すように伝える。	水野
	26日	「御大變」につき普請鳴物停止、御家中一統月代髭刷申間敷ことなど正住が仰せ渡したことを目付が触れる。	成瀬
	26日	今夕上使により田安中納言様(齊莊)の遺領相続が仰せ出されたことを正住が仰せ渡したことを目付が触れる。	成瀬
	26日	夕刻上使 田安齊莊が家督相続し遺領を相続する旨仰せ出される(尾張市谷屋敷に周知)。	江戸
	26日	御用人御側懸と申談じて、飯沼定右衛門(御側物頭格御小納戸頭取)に齊朝へ知らせるため急御使として尾張へ向かうこととなる(夕七時過【午後4時過ぎ】江戸発足)。	江戸
	26日	斉温逝去につき正住正室(鏑)から齊朝に御機嫌伺いの使者を差し立てる件が月番御年寄から下される。正住の御機嫌伺いも正室の一紙と一所に差し登せたい旨。	成瀬
	26日	明日27日から正住奥方(正室)から(斉温御簾中・齊莊へ)御機嫌伺いの使者を来月3日迄遣わすよう遠山伊豆守から遣わされる。	成瀬
	28日	正住奥方より齊莊へ御機嫌伺いの使者を遣わす。	成瀬
	28日	24日出御年寄衆御用式人前宿継到着、斉温御機嫌能し。	尾州
	28日	25日出御年寄衆御用式人前宿継到着、斉温御容体差重、本日御大切。	尾州
	29日	渋谷三左衛門(御広敷御用人・御小納戸頭取兼)・長屋惣十郎(御小性頭取・御側物頭格御小納戸頭取兼)が齊莊の引移御用懸を仰せ付かる。	江戸
	29日	その後、吉野伝八郎(御広敷番・御小納戸詰組頭兼)・水野源吉(御広敷御用達・御小納戸詰役懸兼)らも引移御用を勤める。	江戸
4月	—	松平和泉守より御年寄衆へ伝達。 朝倉播磨守(群之助家老)は齊莊が「格別御親ミ」もあることから引移り後も「御手元御用向」を兼勤することを仰せ付けられるとのこと。	江戸
	—	興津甚左衛門(群之助御側御用人格番頭御用人兼)・梶田五郎兵衛(同御用人)は齊莊の引移りにつき御附人を仰せ付けられる。	江戸
	3日	飯沼定右衛門は大井川の支えなどもあり、この日尾張に到着。	尾州
	3日	佐藤源左衛門(御側御用人・御側懸)へ口上書を渡す。齊朝への御目見はなし。飯沼は3日に尾張発足、10日の四時前(午後9時~10時)に下着。齊朝の御請振あり。	江戸
	3日	五半時(午前8時頃)に評定所に罷り出るよう奥向輩へ山澄淡路守が命じたことを目付が達す。	尾州
	3日	「御大變ニ付、諸事相模 中納言様江御奉公筋只今迄之通猶更無油断相勤可申候」(齊莊の遺領相続が国許の尾張家中に伝わる)。	尾州
	4日	御目見以下の奥向に一役一人ずつ御小納戸役所で上記の書付を申し渡す。	尾州
	7日	御引移御用懸が決まったことが江戸御小納戸頭取より申し越す。	尾州
	20日	17日出御年寄衆御用式人前宿継到着、齊莊御引移につき召連衆のことが尾張御小納戸頭取に伝わる。	尾州

水野 = 「己亥日簿」(水野忠邦老中日記)、成瀬 = 「市谷御勤向留」、尾州 = 「尾州御留守日記」、江戸 = 「御遺領御相続留」より作成。

本件における成瀬正住は、「尾張殿御家政向之儀、万端外家老衆江無斟酌申談候様」と達せられたことを忠実に実行しており、基本的には何ら糾弾される行動はしていない。そもそも、斉温の病氣と成瀬の立場が、国許に正確に伝わっていなかったことが大きな問題であった。

ただ、斉温はまだ若年で嫡子不在の状況にある。死去すれば、原則として尾張家断絶の危機に直面する。もともと、御三家筆頭である以上、將軍家が尾張家を断絶させることはまずない。しかし、それも含めて、成熟した庶民・知識人らにとっては、格好のスキャンダルたり得る一件であった。斉温の病氣そのものを秘匿しておく必要があったのではないか。

斉温の病氣は世間に漏れなかった。秘匿は成功したといえる。しかし、成功したぶん、経過を知らなかった者たちは、唐突に現実を突き付けられた。国許の尾張は沸騰した。世間も大いに囁し立て、將軍家と尾張家とを落首で皮肉ったのである。

(四) 田安齊莊の立場

それは、田安齊莊にとつても突然の出来事であった。

これまで、「招かれざる当主」のごとくにしか語られてこなかった齊莊の立場をまとめてみよう。

前述の花見朝巳氏は、尾張家の相続問題を家斉子女の処遇問題と関連づけて論述していた。確かに齊莊は家斉の男子ではあったが、既に田安邸の主で、片付いている立場である。なぜわざわざ田安邸を出て、他家を相続することとなったのか。

ちなみに、天保一〇年当時、家斉の男子は八人いたが、御三卿の田安齊

莊と清水齊彊以外は、すべて大名家を相続するか、養子になるかしていた。尾張家に然るべき相続者がいなければ、御三家筆頭の家格を維持するために、將軍家の血筋で継承するのが望ましい。御三卿当主から他家を相続する先例もあったので、家斉の子が当主である田安・清水から選ぶのが順当であった。

この二家のうち、清水家には男子がなく、齊彊が清水を出れば明屋敷となる。一方の田安家は、隠居齊匡と当主齊莊のほかに、齊匡の九男群之助(二歳)と一〇男鎔丸(四歳)がいた。田安家から候補者を出すのは自然ななりゆきであった。⁽⁶³⁾

以上のように、齊莊は御三家尾張家を相続できる男子としては唯一の存在であったといえる。田安家は群之助が継承した。⁽⁶⁴⁾のちの田安慶頼である。

結果的に、田安の隠居齊匡にとっては、養子齊莊を他家へと追いやり、実子群之助を当主に据えることができたという見方もできる。

齊匡には、文化二年(一八〇五)生まれの男子匡時がいたのだが、生来の虚弱であったため、その世子を廃し、文化一〇年に兄家斉の一二男要之丞を養子に迎えた経緯があった。そのため齊匡は、郁之助、房之助、錦之丞と続々と男子に恵まれても、彼らに自家を継承させることはできず、いずれも他家の養子とした。⁽⁶⁵⁾養子の要之丞は元服し齊莊となり、匡時をよそに天保七年に田安家を継承した。それでも齊匡には、群之助と鎔丸という二人の男子が残されていた。天保一〇年、尾張家相続問題が発生し、家斉の子齊莊に白羽の矢が立てられた。状況証拠にしか過ぎないが、齊匡にとっては、まさに柵からばた餅のごとく、実子を邸の当主に据えることができたのであった。

田安家から追いやられ、尾張家からも嫌われた齊莊。彼の気持ちはいか

ばかりであったか。齊荘の真意が知られる貴重な証言が、尾張家臣の書状に残されている。⁽⁶⁶⁾

中納言様ニハ御相続ハ達、而御断被仰上、其儀、二度ニ及ひ候よし、御多病此上御国政御世話ハ中々不被行届と申事被仰上候由、夫故にもや、是迄御旗本も田安之御家老相勤、大御所様(家齊)も格別之御出頭と相聞候朝倉播磨守、其御側御用人格番頭御用人興津甚左衛門、御用人梶田五郎兵衛等御附被仰付、播州ハ御手元之御用相勤候様ニとの儀、公辺おいて比日被仰付候外、兩人同日御屋形江出勤之筈、此外も御附人廿人斗被仰付候旨儘ニ相聞、女中も六十人余相付筈之処、あまり多人数、いろ／＼御断も有之、四十九人ニ治定いたし候由、御医し数も御附出来、御台所之役(67)も相付候と相聞候

これによれば、齊荘は「御多病」ゆえ大國尾張の「御世話」は難しいと、尾張家相続を二度も断つたというのである。しかし、尾張家を相続できるのは齊荘しかない。事情やむを得ず、消極姿勢の齊荘を納得させるために、「格別御親ミも被為在候」朝倉播磨守だけではなく、身辺を世話する「御附人」、女中、医師、台所役人までも付属させることとなったという。

しかし、皮肉なことに、このことが却って尾張家中を刺激し、齊荘に批判が集中した。大量の「御附人」を召し連れて来ることは、家中の財政悪化に拍車をかける行為と見なされたのである。世間も然もありなんと尾張家の支持にまわった。

こうした尾張家を鎮撫するかのようには、天保一〇年十一月五日、將軍家は隠居齊朝の位階を尾張家当主の先例にない正二位に上げるとともに、元文四年(二七三九)以来、急度慎を命じられ、死後も処罰されたままであった徳川宗春の謹慎を一〇〇年ぶりに赦し、従二位権大納言を追贈すること

を発表した。ここに宗春は歴代当主の列に復し、七代当主と正式に位置づけられたのである。⁽⁶⁸⁾

それだけではなく、齊荘自身も、尾張家当主として一四年ぶりに入国し、隠居齊朝と対顔している。この時、齊朝も家中に対して、公儀を重んじ平穩にし、齊荘へ忠誠を尽くすようにと告諭していった。その後も齊荘は、大山、岐阜、瀬戸、知多を「御遊慰」ではない「御巡覽」をする意思を示し、領内の現況を直接把握しながら、領国支配の立て直しをはかっていった。⁽⁶⁹⁾ 齊荘が、病身かつ消極的な思いで相続したことを踏まえる時、改めて齊荘の奮起も俾ばれよう。

齊荘は、幼少から書画・古典文学などに関心を持ち、風雅の道に通じていたという。⁽⁷⁰⁾ 尾張家に伝来した歴代の古物・宝物の数々は、当主の務めに励む齊荘を慰労したことは疑いない。実際、齊荘は、藩祖義直や二代光友の遺墨を家臣から買い上げる行為も示している。⁽⁷¹⁾ 裏千家玄々齋との交流も、また然りであった。

おわりに

本稿では、尾張家歴代で唯一の「押付」養子とされる、天保一〇年(一八三九)の田安齊荘の遺領相続に注目し、とりわけ、これまで風聞書等では検討されてこなかった当該問題を、尾張家中から批判された老中水野忠邦や付家老成瀬正住の立場に立脚して、彼らの一次史料に基づきながら再検討を試みてきた。

その結果、水野や成瀬には、將軍の意向を忠実に実行するという正当性があり、嫡子不在の尾張家当主の重篤という諸般の事情を鑑みる時、彼ら

の行為には、糾弾対象となるものは基本的に存在しなかったことが改めて裏付けられた。彼らにとつては、將軍家から嫡子がいない尾張家へ当主を「御世話」し、救済するという発想だったと見なされる。かつて宗睦の養子に齊朝を「御世話」した時のようにである。もとより尾張家を思つての行為であり、風説にあるような尾張家を「奪ひ玉ふか如き仕業」であつたとは考えにくい。

尾張家のために將軍家から養子を迎える。これに関して、山本博文氏が重要な指摘をしている。⁽⁷²⁾

御三家の筆頭(尾張家―筆者註)といへば、徳川宗家にもつとも近い親類であり、諸大名中最高の家格の大名である。嫡流が継ぐのであれば、これは神祖家康の血を引く堂々とした当主であるが、支藩や分家などに継がれた日には、その潜在的な格式には傷が生ずる。血統によつてその權威を守れなくなるのである。特にこの時期には、家斉の子供が一門の諸大名家を継いでいる。しかるにその筆頭の尾張家が、支藩や分家の出身者であるのは、お互いに都合が悪い。(中略)家に付いた格式と、当主の血筋による權威は、できるだけ一致することが望ましい。嫡流の絶えた尾張家には、何としても最高の血、すなわち將軍家の子を入れなければならなかつたのである。

これが將軍家の論理である。山本氏は、「尾張藩の家格も、主君の血統ゆえに守られる部分もあつたに違いない」と断言する。

そうであれば、齊朝から慶藏の治世下は、「公辺御一家」という観点から見る時、互いに血縁が近く、將軍家と尾張家との関係は江戸初期と同じく強固であつたという見方もできるのである。官位昇進速度の面に家格の上昇が現出し、それは尾張家歴代の最高を示していた。

一方で、天保期ともなれば、藩祖義直以来の「家」の伝統が蓄積されてきた時代でもあり、將軍家とは別家という意識も尾張家中に醸成されつつあつた。尾張家臣が用いた「押付」という表現は、まさにその現象を示している。こうしてみると、幕末期の尾張家は、「公儀御一家」としての側面と(「家門」、將軍家とは別家(適切な表現かわからないが、国持大名のような意識といつてよいか)という意識のせめぎ合いが展開していったと見通すことができる。

嘉永二年(一八四九)、十三代慶藏が一四歳で死去すると、紆余曲折の末に高須松平家の嫡男松平義恕が十四代当主となつた。徳川慶恕、のちの慶勝である。尾張家中にとつては「待望の殿様」と評された。⁽⁷³⁾

しかし、事態はこれで丸く収まつた訳ではない。むしろ、義恕(慶恕)の血筋がもつて、問題をさらに複雑化させていつた。嘉永二年四月一三日に、成瀬正住が国許の御年寄石河光茂らに宛てた書状を示そう。⁽⁷⁴⁾

近來之処、先者 公辺御統近より御相統ニ相成居候処、当時御家御血統も無之、四ツ谷より御相統ニ相成候而者 公儀江御縁遠ニも相成、何かと御威光も薄らき甚残念之義ニ奉存候

つまり、これまで、將軍の血統に近い当主が続いてきたが、慶恕は、分家出身とはいへ「御家御血統」でもない水戸血統の高須松平家出身であつた。そのため、それ以前の將軍の御曹司よりも「公儀江御縁遠」になり、「御威光」も薄らぎ、とても残念であると、家中上層部から評価されていたのである。慶恕自身もそれを重々承知し、血統による劣等性を補完しようとして、行動で御三家筆頭としての存在感を示そうと奮起するもの、⁽⁷⁵⁾「慶恕は御生へぬきの御方様とハ兎角相違も可仕、追々御年数にも被為成、御一国の御義ハ勿論、公辺の御義杯御熟知被為在候上候得ハ、無彼是候得

共、只今之御場合にてハ、御扣へ目に被遊候方、御為めよろしく」と、幕閣から叱責されるほどであった。

若年で一人一人の治世は必ずしも長くはなかったが、サラブレッドであつた斉朝と慶藏たちは、將軍家の血筋から遠い慶恕に、重くのし掛かつてくるのである。

註

- (1) 大森映子『お家相続』(角川選書、二〇〇四年)。
 (2) 小山譽城『徳川御三家付家老の研究』(清文堂出版、二〇〇六年)、三三九―三四一頁。その他、『新修名古屋市史』第四卷(名古屋、一九九九年)では、「斉莊襲封にともなう藩内の政治的状況は、三代にわたる押し付け養子を藩主と仰ぐことに対する反発が、大番組・寄合組を中心とした家臣団の内部に強く存在し」(二九四頁)云々と記述がある。徳川美術館編集発行『尾張の殿様物語』(二〇〇七年)においても、斉朝から慶藏までの治世を、「家中に生じた溝」と題して歴代のあゆみをまとめ(六二―七四頁)、同書所収の白根孝胤「コラム9 押し付け養子」も「斉莊の死後、家督を相続したのは田安斉匡の子慶藏で、四代にわたる押し付け養子となつた」(七四頁)と指摘している。近年の木村慎平「嘉永・安政期の尾張藩」(羽賀祥二・名古屋市蓬左文庫編『名古屋と明治維新』風媒社、二〇一八年)でも、斉莊が継嗣に定められたことに対し、「長年の『押し付け養子』によって成瀬・竹腰らの専権を招いた」(一七頁)とあり、評価は定着していると思なされる。
- (3) 『名古屋市史』政治編第一(愛知県郷土資料刊行会、一九七九年、一九一五年初版)、一八二―一九〇頁。ただし、戦前から「尾州家は四度も家斉の子女を押し付けられ」とする見方もあつた(三田村鳶魚「帝国大学赤門由来」、『三田村鳶魚全集』第一巻、中央公論社、一九七六年所収、初出一九一九年)。斉温は、侍講の石川順次(嘉貞)に市谷屋敷に付属する庭園に名をつけるよう命じ、これを受け石川が名付けたのが「楽々園」という名であつたとされる(泰心院・源傳公・俊恭婦人御行状)旧蓬左二二七―二七五所収の「源傳様御行状」より、徳川林政史研

究所所蔵)。

- (4) 「文公御実紀附録」一(旧蓬左二五―三〇)。文公とは十四代徳川慶恕(慶勝)のこと。
- (5) この時、斉莊の遺領相続に批判的な家臣たちは、尾張家のことを「東照宮深キ御思慮を以御分国ニ被立置候」家と見なしていた(「文公御実紀附録」一)。
- (6) 「江戸御小納戸日記」寛政一〇年四月一三日条(尾二一―三〇)第二冊、徳川林政史研究所所蔵。白根孝胤「御三家における縁戚関係の形成と江戸屋敷」(徳川林政史研究所「研究紀要」第四一―二号、二〇〇七年)参照。
- (7) 「江戸御小納戸日記」文政五年六月一三日条(尾二一―四五)第一冊)。
- (8) 「御系譜」(名古屋市蓬左文庫編『名古屋叢書三編』第一巻、一九八八年、一九三―一九四頁)。
- (9) 「尾張藩重臣文書」(「愛知県史」資料編21、近世7・領主1、二〇一四年、一一―一二頁)。
- (10) 幕府の相続規定では、大名家当主が一七歳未満の場合、養子を迎えられなかったとされる(大森前掲書)。
- (11) 宮川充史「尾張藩主の参勤(参観)交代とその変遷」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第五篇、二〇一二年、清文堂出版)。大名家では、嫡子不在の当主が江戸を留守にする際に、万一の場合に備えて後継者を定めておく(仮養子)当分(養子)の仕組みがあつた(大森前掲書)。翌年大名が参府すると仮養子は解除されたが、在府生活が続いた当主は、そもそも仮養子指定の機会すらなかったことになる。尾張家でも六代継友が弟の松平通春(のちの七代宗春)を仮養子とした享保期の事例(徳川美術館編集・発行『徳川宗春』、二〇一四年、五頁)、安政四年(二八五七)に、十四代慶恕が弟松平義比(のちの十五代茂徳)を仮養子に見立てた事例(尾八一―三―一四)が残されている(継友の事例については、徳川美術館学芸員の板谷寿美氏にご教示いただいた)。ちなみに、斉朝と斉莊も在世中御国人りしているが、実は彼らが仮養子を立てた形跡は残されていない。これは、願書を出したが伝わらなかったか、あるいは將軍縁者であつたため、仮養子を見立てる必要がなかったのか判断に苦むが、後者の可能性もある。こうした事実ひとつで、当該時期の尾張家の特殊性が浮かび上がるが、後考を期したい。

(12) 「江戸御小納戸日記」嘉永二年三月朔日(同月晦日条(尾二一六三)第二冊)に「御痲瘡一卷」が所収され、そこには三月末から四月初めまでの慶藏の日々の食事、小用・大用の様子が詳細に記載されている。

(13) 「御系譜」(『名古屋叢書三編』第一卷、二〇〇頁)。

(14) 河内八郎編『徳川斉昭・伊達宗城往復書翰集』(校倉書房、一九九三年)、二〇五―二〇六頁。

(15) 「尾張藩重臣文書」(『愛知県史』資料編21、一一八―一一九頁)。

(16) 以上については、拙稿「徳川慶勝の政治指導と尾張徳川家」(明治維新史学会編『明治維新史論集1 幕末維新の政治と人物』有志舎、二〇一六年)、前掲註(2)木村論文を参照のこと。

(17) 『愛知県史』通史編5・近世2(二〇一九年)、一二三頁。

(18) 將軍子弟と紀伊・水戸両家の関係を付言しておこう。まず、水戸家では、八代斉脩が病氣となった文政一二年(一八二九)、家斉の息子恒之丞(斉暉)を養子にする話が家老を中心に進められた。しかし、「威公(頼房)来ノ御血胤」が絶えるのを憂える家中の反発もあって、結局斉脩の弟敬三郎(斉昭)が養子に立てられた。以上は「続水戸紀年」(『茨城県史料』近世政治編1、茨城県、一九七〇年、六四八頁)、『水戸市史』中巻(三)(水戸市役所、一九七六年)、五―三五頁。一方紀伊家では、十一代斉順と十二代斉暉の両名が家斉子弟による養子相続で、兄弟ともに御三卿清水家の当主であった。斉順は、先代治宝の治世下の文化一三年(一八一六)、豊姫(治宝四女)と縁組し養子となり、清水屋形から紀伊家の麴町屋敷に引き移ったのち、治宝の隠居に伴い文政七年(一八二四)に家督相続した。一方の斉暉は、文政一〇年、兄斉順のあと清水家の当主となるも、斉順が死去する弘化三年(一八四六)閏五月八日に兄の養子となり、同日その遺領を継ぐという慌ただし相続形態であった。詳細は不明であるが、この事態に紀伊家中が沸騰したという記録は管見の限り見出せない。以上は、「紀州御統帳」(旧蓬左一四六一―三五)、堀内信『南紀徳川史』第二(南紀徳川史刊行会、一九三〇年)、五八〇―五八五、六四八、六五九―六六一頁。

(19) 「不愠録」(『史籍雜纂』第五、国書刊行会、一九二二年)、二四七頁。

(20) 「御系譜」(『名古屋叢書三編』第一卷、一八〇頁)。

尾張徳川家「押付」養子に関する一考察

(21) 斉朝については、寛政一一年「愷千代様御養子後始而大奥御登城日記」(尾四

―三五)があり、斉荘の場合、弘化二年「江戸御小納戸日記」(尾二一六〇―第三冊)に「奥向より御登城一卷」の記事が収録されている。また、嘉永六年七月三日に、水戸家の徳川斉昭も平河門から登城するように達せられた。「海岸防禦筋」に関わり隔日登城する時のことである(井上勲「徳川斉昭、海防の幕政参与に就任」『日本歴史』六一六号、一九九九年)。ただし、この場合は、斉昭が現当主ではなく、隠居の身分にあったことによる待遇であったと思われる。

(22) 「癸卯日簿」天保一四年三月一四日条(大口勇次郎監修「水野忠邦天保改革老中日記」第一六卷、ゆまに書房、二〇〇一年、三三〇頁)。

(23) 松平春嶽全集編纂刊行会編『松平春嶽全集』第一卷(原書房、一九七三年)、四四四、五二八頁。

(24) 茶道資料館編集・発行『徳川斉荘公と玄々斎宗室』(二〇〇三年)、佐藤豊三「尾張徳川家十二代斉荘と茶の湯」(同上)図録所収)、筒井紘一「知止斎と玄々斎(同上)、水野莊平「天保期の尾張藩における裏千家茶道の普及とその影響」(前掲註(11)岸野前掲編著所収)など。玄々斎は大給松平(奥平)家出身、兄に渡辺半蔵家(尾張家万石以上年寄)を継いだ規綱がいた。規綱もまた又日庵と号する茶人でもあった(豊田市郷土資料館編『渡邊半蔵家―徳川を支えた忠義の槍』豊田市教育委員会、二〇二一年)。

(25) 古本屋藤岡屋(須藤)由蔵の日記で、全一五〇巻一五二冊。斉荘の相続に関する記事は、鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』第二卷(三一書房、一九八八年)、九〇―九二頁に掲載。

(26) 江戸下谷の剣術指南役藤川弥次郎右衛門(貞、整斎)の諸記録・見聞記で全五六冊。原本は国立公文書館所蔵。斉荘関連の記事は、内閣文庫所蔵史籍叢刊第三三卷『天保雜記』(二)汲古書院、一九八三年)、二九一―三〇四頁に掲載。

(27) 大坂の医師(名前不詳)の見聞集で、文化三年(弘化三年)まで四〇年の記録で全一三卷。関連記事は、谷川健一編集代表『日本庶民生活史料集成』第十一卷・世相(一)(二)書房、一九七〇年)、五四〇―五四一頁に掲載。

(28) 風説・落首と政治に関しては、岸野俊彦「落書と尾張藩政治」(同「尾張藩社会の文化・情報・学問」清文堂出版、二〇〇二年)を参照のこと。

- (29) 前掲『藤岡屋日記』第二巻、九一〜九二頁。
- (30) 旧蓬左三二―八一。『名古屋叢書三編』第十巻・松濤棹筆(抄)下(一九八六年、二〇二―二〇三頁)。
- (31) 『名古屋市史』政治篇第一には「御相統件類集拔萃」などが収録され、前掲註(4)「文公御実紀附録」一にも関連文書がある。ほかに当時明倫堂に出仕していた国学者植松茂岳と、その関係者たちの動向を示す書状類が「天保十年継嗣問題関係資料」として、植松茂『植松茂岳』第二部(私家版、一九八五年)に収録されている。
- (32) 岸野俊彦『幕藩制社会における国学』(校倉書房、一九九八年)、同「尾張藩十四代藩主徳川慶勝の初期藩内権力」(名古屋芸術大学『研究紀要』第三五巻、二〇一四年)、『新修名古屋市史』第四巻、前掲註(2)小山著書、『愛知県史』通史編5・近世2など。前掲註(16)拙稿でも、同様の視点で論述した。
- (33) 『名古屋市史』政治編第一、一九七〜一九八頁。
- (34) 花見朔巳「尾張徳川齊荘相統一條」(同『日本近世史説』日本学術普及会、一九二六年)。
- (35) この点は、『天保雜記(二)(二九六頁)』でも指摘されている。
- (36) 『水戸藩史料』別記上(徳川家蔵版、吉川弘文館、一九一五年)、五三頁。辻達也「徳川齊昭と水野忠邦」(『人物叢書附録』一五四号、吉川弘文館、一九六九年)参照。
- (37) 「己亥日簿」三月二六日条(『水野忠邦天保改革老中日記』第五巻、ゆまに書房、一九九九年、一八九〜一九〇頁)。
- (38) 「年録」六月一日条(国立国会図書館デジタルコレクション)。この件は、「水野忠邦年譜」B2―30(水野家文書、東京都立大学図書館所蔵)にも記載がある。
- (39) 「己亥日簿」一二月六日条(『水野忠邦天保改革老中日記』第六巻、前同、三六五頁)。北島正元「水野忠邦」(吉川弘文館、一九六九年)、一九四頁参照。
- (40) 徳川家の家事を扱った老中の本格的な研究は見出せないが、そのことを指摘した文献に、北島正元『水野忠邦』、松平秀治「江戸幕府老中の勤務実態について」(児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年)がある。なお、山本博文氏は、「老中の任務で最も重要なことは、おそらく將軍

- の御成へのお供や寺社への代参であった。それに次ぐものとして、大名・旗本・寺社などからのさまざまな嘆願の処理があり、旗本の役替えや家督などの申し渡しがあった。つまり、將軍の代理として、政治・裁判・人事の多彩な案件すべてに関与するのが老中の職務であった」と指摘する(同『お殿様たちの出世―江戸幕府老中への道』新潮選書、二〇〇七年)。水野忠邦といえ、天保改革で著名であるが、それ以上に將軍家の家司的側面で本領を發揮し、將軍一族からの信頼も絶大であったことが、表2からもうかがえる。
- (41) 水野家文書には、家斉子女の書付、家斉・家慶とその御台所・御簾中の御統書、歴代將軍の忌日・鎮座所、月ごとの將軍子女・一族の忌日・鎮座所を記した「覚書」A9―10(6)などが含まれている。水野の職務に関わった帳面であることは疑いない。
- (42) 「己亥日簿」三月二六日条(『水野忠邦天保改革老中日記』第五巻、一九二頁)。
- (43) これについては、篠田壽夫「成瀬正壽と家格回復―正壽公御伝の世界」(犬山城白帝文庫『研究紀要』第四号、二〇一〇年)を参照。氏によると、正壽の活動の特徴は、以下の四点にまとめられる。①江戸生まれで、ほとんど「江戸家老」であったこと、②將軍家への御用向きを勤めたことから、尾張家当主からの拝領品が頻繁であること、③姫君など奥との交際が頻繁であること、④齊朝正室の淑姫(家斉長女)の登城に随行するなどして、私的に家斉に御目見できていること、である。こうした正壽の立場は、將軍家と尾張家との円滑な交際に有効であったことは疑いなく、それゆえに、成瀬家ほか付家老の家格改善に大きな役割を果たしたと評価できる。
- (44) 「正壽公御伝」(成瀬家文書一七七、犬山城白帝文庫所蔵)。本文書は全九冊。以下、特に註記がない場合は本文書からの引用である。
- (45) 正壽は、文政元年三月八日、齊朝に供奉して名古屋を立ち、一六日に江戸に到着、その後、齊朝から断続的に在府を命じられ、天保九年一〇月に死去するまで江戸暮らしが続いた(寛真理子「成瀬家当主および家族の居所について」、犬山城白帝文庫『研究紀要』第一五号、二〇二一年参照)。
- (46) 篠田前掲論文。齊温と正壽は三七歳差、義直と正成は三三歳差と、互いの年齢差もほぼ同様であった。

(47) この鞍鏡は、犬山城白帝文庫歴史文化館編『犬山城と成瀬家』(二〇一四年)、四九頁、同『付家老のお仕事』(二〇一九年)、六七―六八頁などに掲載されている。

(48) 奥村得義「松壽棹筆」巻三六。『名古屋叢書三編』第十巻・松壽棹筆(抄)下、二〇一頁。

(49) 前同、二〇〇頁。

(50) 当時、もう一人の付家老竹腰正定は、「万事不事馴、座上罷在候てハ御不都合も可致出来」ため、正壽の「次座」という待遇であった(篠田前掲論文)。正壽が、付家老として重責を担っていたことがうかがえる。

(51) 註(2)小山前掲書、三三七頁。

(52) 萱田寛也「コラム・成瀬正寿の病氣・葬儀の見舞いに訪れた人物」(『付家老のお仕事』)。

(53) 「御法号附御略系」(成瀬家文書一八九三)。年代は「正壽公御伝」八より。

(54) 天保九年「市谷御屋形御勤向留」(成瀬家文書四六三)。

(55) 「御達書」(成瀬家文書四〇)。

(56) 「己亥日簿」(『水野忠邦天保改革老中日記』第五巻)。

(57) 成瀬家文書四五四。

(58) 尾二一七二―第一冊。

(59) 尾四一八九―第一冊。

(60) 二〇日説は、名古屋市役所編『名古屋市史』人物編第一(国書刊行会、一九八一年、一九三四年初版、四九頁)、「系譜」(『名古屋叢書三編』第一巻、二二九頁)、「御系譜」(徳川諸家系譜 第二、統群書類従完成会、一九七四年、二二〇頁)など。二六日説は、「御系譜」(『名古屋叢書三編』第一巻、一八四頁)、「御日記頭書」(『名古屋叢書』第五巻・記録編(2)、一九六二年、一六七頁)など。

(61) 前掲註(2)「尾張の殿様物語」では、斉温の死亡日を公式には三月二〇日とし、実際は二六日としている(六五頁)。

(62) 前掲註(35)。

(63) 一橋家は、当時田安斉匡の五男慶寿が当主で、家斉の子でなかったため、候補にならなかつたと考えられる。ただ慶寿にも男子はおらず、仮に慶寿が他家を

継ぐと、一橋は明屋敷となる状況にあった。

(64) 『天保雜記(二)』によると、斉荘の相続に批判的であった尾張家儒者の深田精一は、付家老の竹腰正富に対し、斉荘ではなく「群之助様を尾州家江御相統^三もハ如何」と聞いている。これに対し、正富は「夫は拙者共承知不仕、是は^一御子也」と、関知するところではないとしつつ、田安斉匡の実子であるため難しいという観測であった。將軍の子である斉温の後継者は、斉温に嫡子がいなければ、誰もが納得できる將軍の子が相応しいと見なされていたものと考えられる。

(65) 齋木一馬ほか校訂『徳川諸家系譜』第三(統群書類従完成会、一九七九年)、一〇―一四頁。郁之助は一橋斉位、房之助は一橋慶寿、錦之丞は越前松平家の松平慶永である。

(66) 植松庄左衛門(茂岳)宛小林八右衛門(仲弘)書状、(天保一〇年)四月一二日付(前掲註(31)植松茂「植松茂岳」第二部、五二―五二頁)。植松茂岳は、当時明倫堂典籍見習次座、小林仲弘はその兄で三〇俵作事奉行並。この時、植松は尾張、小林は江戸にいた。

(67) 前掲註(59)「御遺領御相統留」天保一〇年四月付。

(68) 「御系譜」(『名古屋叢書三編』第一巻、八〇・一八九頁)。

(69) 白根孝胤「尾張家十二代徳川斉荘をめぐる幕藩関係と領国意識」(徳川林政史研究所「研究紀要」第五〇号、『金鱗叢書』第四三輯所収、二〇一六年)参照。斉荘の犬山「御巡覽」については、池ノ谷匡祐「尾張藩主の犬山御成」(同五五号、同四八輯所収、二〇二一年)もある。

(70) 前掲註(24)佐藤論文。斉荘には、古典への造詣を裏付ける擬古文体の紀行記「夏の日国に帰の記」「岐阜の道しるべ」「知多の枝折」が遺されている(すべて天保一四年の著述で徳川美術館所蔵)。

(71) 前掲註(2)「尾張の殿様物語」六七頁。

(72) 山本博文「將軍に子どもが多いと幕府が倒れる」(三田村鳶魚「鳶魚江戸文庫16大名生活の内秘」中公文庫、一九九七年)。

(73) 白根孝胤「待ち望まれた殿様 徳川慶勝」(NHKプラネット中部編「写真家大名・徳川慶勝の幕末維新」日本放送出版協会、二〇一〇年)など。

(74) 「尾張藩重臣文書」(『愛知県史』資料編21、近世7・領主1、一一頁)。

(75) 拙稿「嘉永・安政期における徳川慶勝の人脈と政治動向」(徳川林政史研究所

『研究紀要』第五一号、『金鯢叢書』第四四輯、二〇一七年)参照。

(76) 日本史籍協会編『昨夢紀事』一(東京大学出版会、一九六八年覆刻)、二〇六

頁。

[付記] 成瀬家文書の利用に当たっては、公益財団法人犬山城白帝文庫の学芸員

真理子氏・寺岡希華氏に大変お世話になった。記して御礼を申し上げたい。